



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県議会定例会の招集（財政課） 1
- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課） 1
- 救急病院の告示（医療政策課） 2

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（情報基盤整備課） 2
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課） 2

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部を改正する規程 3
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） 3

教育委員会事項

- 沖縄県立玉城青少年の家の利用料金の承認 3

告 示

沖縄県告示第336号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和5年第3回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年9月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 招集の期日 令和5年9月26日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第337号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和5年9月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	令和5年11月13日（月曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市役所下地庁舎
	令和5年11月14日（火曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市役所城辺庁舎
	令和5年11月16日（木曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市役所上野庁舎
	令和5年11月17日（金曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市伊良部公民館

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	令和5年11月22日（水曜日）から令和6年1月26日（金曜日）まで	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所

沖縄県告示第338号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和5年9月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
北部地区医師会病院	名護市宇茂佐1712番地3	公益社団法人北部地区医師会	令和5年9月22日	令和8年9月21日

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年9月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電子メールサーバ（IMAP）貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部情報基盤整備課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和5年7月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 古江健太郎 浦添市城間四丁目35番1号
- 5 落札金額 92,968,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年6月13日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年9月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 県立学校校内LAN保守管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和5年7月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社国建システム 代表取締役 幸地長秀 那覇市久茂地1丁目2番20号
- 5 落札金額 78,320,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年6月6日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第7号

沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月19日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局事務決裁規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「班長」の次に「（班長が置かれていない課（班に属しない職が置かれている場合を含む。）にあっては、課長が指定した者）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年9月19日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 福 里 吉 充

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 ハイブリッド手術室用血管撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター設備・調達課 南風原町字新川118番地1
- 3 契約の相手方を決定した日 令和5年7月14日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 アイティーアイ株式会社沖縄支店 沖縄支店長 赤嶺幸一郎 那覇市港町2丁目9番5号
- 5 契約金額 267,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示8号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第15条第3項の規定により、沖縄県立玉城青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年9月19日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

- 1 施設の名称 沖縄県立玉城青少年の家
- 2 指定管理者 一般社団法人沖縄じんぶん考房 那覇市首里池端町34番地2F
- 3 利用料金の適用年月日 令和5年12月1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき410円
	一般及び学生	1人1泊につき810円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき190円
	一般及び学生	1人1泊につき330円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき190円

	一般及び学生	1室1時間につき480円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき480円
	一般及び学生	1時間につき940円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 文進印刷株式会社
〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4